

平成16年度公共用水域及び地下水水質測定結果の概要について

H17.7.1 環境政策課

県では、平成16年度に水質汚濁防止法に基づき県内の公共用水域及び地下水の水質の状況を把握するため、国土交通省、関係市町村と協力して水質測定を実施した。測定結果の概要は次のとおりです。

1. 公共用水域の水質

(1) 健康項目

人の健康の保護に関して環境基準が定められているカドミウム等26項目について、14河川、3湖沼、10海域の全56地点で測定したが、すべての地点で環境基準を達成していた。

(2) 生活環境項目

県内の58河川、3湖沼、10海域において、水質汚濁の程度を表す生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)等10項目について調査した。このうち環境基準の類型あてはめが行われている13河川(21水域)、3湖沼(3水域)及び10海域における環境基準の達成状況は以下のとおりであった。

ア. 河川

有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの環境基準達成状況をみると、21水域中20水域が達成しており、達成率は95%であった。(平成15年度は95%) →別表1

なお、益田川においては、昭和49年に県が環境基準を設定して以来初めて、全水域でBODの環境基準を達成した。

別表1 河川の水域別BODの環境基準達成状況(BOD75%値の経年変化)

区分	水 域 名		環境基準			H11	H12	H13	H14	H15	H16
			類型	基準値	地点数						
広い流域を持つ河川	江の川	全域	A	2 mg/l	3	1.2	1.1	1.2	0.6	0.7	0.7
	斐伊川	本川	AA	1 mg/l	2	1.5	2.0	1.7	1.4	0.9	0.7
	高津川	上流	AA	1 mg/l	2	0.9	0.9	1.0	0.6	0.8	<0.5
		下流	A	2 mg/l	1	1.2	0.7	0.7	0.5	1.0	0.6
	神戸川	上流	AA	1 mg/l	2	0.6	0.5	0.9	0.7	0.8	0.7
		下流	A	2 mg/l	2	0.6	0.8	0.9	1.1	0.7	0.7
都市部を流れる河川	浜田川	上流	AA	1 mg/l	1	0.8	0.8	0.9	0.8	<0.5	0.6
		下流	A	2 mg/l	2	2.4	2.4	2.4	2.5	1.8	1.5
	益田川	上流	AA	1 mg/l	1	0.6	0.6	1.1	0.7	0.5	<0.5
		中流	A	2 mg/l	1	1.1	1.1	1.2	1.2	0.7	0.5
		下流	C	5 mg/l	1	6.4	7.4	5.8	8.3	5.2	4.9
	静岡川	全域	A	2 mg/l	2	1.5	1.2	1.9	1.8	1.0	0.9
	朝酌川	全域	B	3 mg/l	1	2.9	3.5	3.9	5.2	1.8	1.6
	山居川	全域	D	8 mg/l	1	6.7	5.4	3.6	5.0	2.0	2.4
	馬橋川	全域	C	5 mg/l	1	5.7	5.0	3.2	4.0	2.0	2.4
	忌部川	上流	AA	1 mg/l	1	1.4	1.5	1.2	1.3	1.0	1.1
		下流	A	2 mg/l	1	1.6	1.9	0.9	1.3	1.3	1.0
	平田船川	上流	A	2 mg/l	1	1.8	1.5	1.3	1.4	1.6	1.6
		下流	A	2 mg/l	1	1.9	1.5	1.8	1.4	1.6	1.6
湯谷川	上流	A	2 mg/l	1	1.4	1.3	1.6	1.2	1.0	1.1	
	下流	A	2 mg/l	1	2.7	2.0	1.8	2.0	1.4	1.2	

注) 表中の経年変化数値については、各水域において環境基準地点が複数ある場合は、その中で最も高い数値の地点の値を記載。
また、太字 は基準達成したもの(経年変化数値の単位はすべてmg/l)

1. 湖沼

宍道湖、中海及び神西湖の3湖沼(3水域)で、有機汚濁の代表的な水質指標であるCODや、T-N、T-Pの環境基準達成状況をみると、3湖沼とも、いずれの項目も環境基準を達成しなかった。→別表2
 宍道湖及び中海では湖沼法に基づく湖沼水質保全計画に基づき、水質目標を定め、総合的に対策を進めている。神西湖についても水環境保全指針を策定し対策を進めていく。

別表2 湖沼の水域別CODの環境基準達成状況(COD75%値の経年変化)

水域名	環境基準			水質保全計画等の目標水質	H11	H12	H13	H14	H15	H16
	類型	基準値	地点数							
中海	A	3 mg/l	7 (県内)	4.6	5.9	6.9	5.5	5.6	5.0	6.8
宍道湖	A	3 mg/l	5	4.5	5.0	5.1	4.9	5.2	5.1	5.4
神西湖	B	5 mg/l	2	—	8.0	7.3	7.0	6.0	6.9	7.1

注) 表中の経年変化数値については、各水域において環境基準地点が複数ある場合は、その中で最も高い数値の地点の値を記載。
 また、太字 は基準達成したもの(経年変化数値の単位はすべてmg/l)

ウ. 海域

有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの環境基準達成状況をみると、10海域中8海域で環境基準を達成し、達成率は80%であった。(平成15年度は70%) →別表3

別表3 海域の水域別CODの環境基準達成状況(COD75%値の経年変化)

水域名	環境基準			H11	H12	H13	H14	H15	H16	
	類型	基準値	地点数							
浜田川河口海域	A	2 mg/l	3	1.9	1.6	1.3	1.6	1.7	1.7	
美保湾	A	2 mg/l	2	2.2	2.5	1.9	2.1	2.5	2.2	
江の川河口海域	A	2 mg/l	3	1.6	2.0	1.7	2.1	1.9	2.0	
海岸 出雲部	北浦海水浴場	A	2 mg/l	1	2.1	2.1	2.6	2.2	2.4	2.0
	古浦海水浴場	A	2 mg/l	1	2.3	1.7	2.4	2.6	2.5	2.7
	おわし海水浴場	A	2 mg/l	1	1.4	1.5	2.0	2.1	1.9	1.8
海岸 石見部	波子海水浴場	A	2 mg/l	1	1.8	1.8	1.8	2.0	1.6	1.8
	国分海水浴場	A	2 mg/l	1	1.8	1.6	1.8	2.2	1.9	1.8
	田の浦海水浴場	A	2 mg/l	1	1.4	1.7	1.6	1.5	1.5	1.8
	持石海水浴場	A	2 mg/l	1	1.7	1.8	1.6	1.9	1.2	1.7

注) 表中の経年変化数値については、各水域において環境基準地点が複数ある場合は、その中で最も高い数値の地点の値を記載。
 また、太字 は基準達成したもの(経年変化数値の単位はすべてmg/l)

(3) その他の項目

環境基準項目ではないが、人の健康の保護に関する物質として要監視項目とされている農薬等22物質を3河川5地点で測定したが、指針値を超えたものはなかった。

同じく環境基準項目ではないが、水道水の浄水過程で生ずる有害物質(トリハロメタン)に関して、原水となる河川水がこの物質を生成しやすいかどうか(トリハロメタン生成能)を3河川3地点で調査した。いずれの地点とも、水道原水としての利用に障害が生じる数値ではなかった。

2. 地下水の水質

地下水については、平成元年度から平成16年度までに39市町村 265地点で調査している。

平成16年度は8市町14地点で調査を実施した。このうち2地点において「砒素」が、1地点において「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が、1地点において「砒素」及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超えて検出された。いずれも飲用利用はない。これらの井戸については、今後も定期的に調査を行っていく予定である。